

令和4年第5回美濃市議会定例会議案概要

《提出議案》	専決処分	1件、補正予算	7件、	
	条例制定	5件、条例改正	13件、	
	意見書	2件、その他	1件	<u>合計 29件</u>

議案番号	議案名	上程日	議決日	結果
承第7号	専決処分の承認について 令和4年度美濃市一般会計補正予算（第7号）	12月5日	12月5日	承認
議第54号	令和4年度美濃市一般会計補正予算（第8号）	12月5日	12月22日	可決
議第55号	令和4年度美濃市国民健康保険特別会計補正 予算（第2号）	12月5日	12月22日	可決
議第56号	令和4年度美濃市農業集落排水事業特別会計 補正予算（第2号）	12月5日	12月22日	可決
議第57号	令和4年度美濃市下水道特別会計補正予算（第 2号）	12月5日	12月22日	可決
議第58号	令和4年度美濃市介護保険特別会計補正予算 （第3号）	12月5日	12月22日	可決
議第59号	令和4年度美濃市病院事業会計補正予算（第1 号）	12月5日	12月22日	可決
議第60号	令和4年度美濃市上水道事業会計補正予算（第 1号）	12月5日	12月22日	可決
議第61号	美濃市議会議員及び美濃市長の選挙における 自動車の使用及びポスターの作成の公営に関 する条例及び美濃市議会議員及び美濃市長の 選挙におけるビラの作成の公営に関する条例 の一部を改正する条例について	12月5日	12月22日	可決
議第62号	美濃市情報公開条例の一部を改正する条例に ついて	12月5日	12月22日	可決

議案番号	議案名	上程日	議決日	結果
議第 63 号	美濃市個人情報の保護に関する法律施行条例について	12月5日	12月22日	可決
議第 64 号	美濃市情報公開・個人情報保護審査会条例について	12月5日	12月22日	可決
議第 65 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	12月5日	12月22日	可決
議第 66 号	美濃市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について	12月5日	12月22日	可決
議第 67 号	美濃市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	12月5日	12月22日	可決
議第 68 号	美濃市職員の降給に関する条例について	12月5日	12月22日	可決
議第 69 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	12月5日	12月22日	可決
議第 70 号	美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	12月5日	12月22日	可決
議第 71 号	美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	12月5日	12月22日	可決
議第 72 号	美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	12月5日	12月22日	可決
議第 73 号	美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	12月5日	12月22日	可決
議第 74 号	美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について	12月5日	12月22日	可決
議第 75 号	美濃市税条例等の一部を改正する条例について	12月5日	12月22日	可決

議案番号	議案名	上程日	議決日	結果
議第 76 号	美濃市特定公共賃貸住宅管理条例及び美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について	12月5日	12月22日	可決
議第 77 号	美濃市上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	12月5日	12月22日	可決
市議第 3 号	美濃市議会の個人情報の保護に関する条例について	12月22日	12月22日	可決
市議第 4 号	専決処分事項の指定についての一部改正について	12月22日	12月22日	可決
市議第 5 号	带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書	12月22日	12月22日	可決
市議第 6 号	知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書	12月22日	12月22日	可決

承第 7 号 専決処分の承認について

令和 4 年度美濃市一般会計補正予算 (第 7 号)

(内容) 補 正 額 3 4 4, 7 9 1 千円
補正後の額 1 0, 9 1 1, 2 8 4 千円

議第 5 4 号 令和 4 年度美濃市一般会計補正予算 (第 8 号)

(内容) 補 正 額 1 8 3, 8 8 9 千円
補正後の額 1 1, 0 9 5, 1 7 3 千円

議第 5 5 号 令和 4 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

(内容) 補 正 額 1, 0 8 4 千円
補正後の額 2, 6 0 2, 2 7 3 千円

議第 5 6 号 令和 4 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)

(内容) 補 正 額 △ 1, 3 6 4 千円
補正後の額 2 3 0, 0 8 7 千円

議第57号 令和4年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）

（内容）補正額	△19,447	千円
補正後の額	981,100	千円

議第58号 令和4年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）

（内容）補正額	288	千円
補正後の額	2,144,696	千円

議第59号 令和4年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）

（内容）	補正額	補正後の額
収益的収入	81,054 千円	2,708,312 千円
収益的支出	145,497 千円	2,940,663 千円

議第60号 令和4年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）

（内容）	補正額	補正後の額
収益的支出	15,093 千円	400,151 千円

議第61号 美濃市議会議員及び美濃市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び美濃市議会議員及び美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

（改正趣旨）

公職選挙法施行令（令和4年政令第172号）の改正により、国政選挙における公営単価が引き上げられたことに準じ、美濃市議会議員及び美濃市長の選挙における公営単価を改めるもの。

（主な改正内容）

- 1 自動車の使用に関する公営単価の引き上げ
 - ・ハイヤーの使用（1日当たり）
23,650円 → 23,900円
 - ・自動車の借り入れ（1日当たり）
9,800円 → 9,980円
 - ・自動車の燃料（1日当たり）
3,850円 → 3,920円
- 2 ポスターの作成に関する公営単価等の引き上げ
 - ・印刷費（1枚当たり）
525円6銭 → 541円31銭
 - ・企画費（定額加算額）
185,000円 → 188,420円

3 ビラの作成に関する公営単価の引き上げ

- ・ビラの作成（1枚当たり）

7円51銭 → 7円73銭

(施行期日)

公布の日（条例施行日以降に告示される選挙から適用）

議第62号 美濃市情報公開条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正により、地方自治体における個人情報保護制度が、条例に基づく運用から同法に基づく運用に一元化されることから、同法における不開示情報と美濃市情報公開条例（平成11年美濃市条例第28号）に規定する不開示情報の整合を図るため改正等を行うもの。

(主な改正内容)

- 1 個人情報の保護に関する法律との整合を図るため、不開示情報に関する規定を改める。
- 2 美濃市情報公開審査会を廃止し、不服申立てがあったときは、新たに設置する美濃市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとする。

(施行期日)

令和5年4月1日

議第63号 美濃市個人情報の保護に関する法律施行条例について

(制定趣旨)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正により、令和5年4月1日から、地方自治体における個人情報保護制度が、地方自治体ごとに定める条例に基づく運用から同法に基づく運用に一元化されることに伴い、美濃市個人情報保護条例（平成11年美濃市条例第29号）を廃止し、同法の施行に関し必要な事項を定めるための条例を新たに制定するもの。

(主な制定内容)

- 1 個人情報取扱事務の届出について（第3条）
 - ・個人情報取扱事務を開始し、変更し、及び廃止する際に届出を要する旨並びに届出事項を規定する。
 - ・届出に関する手続を規定する。
- 2 開示、訂正及び利用停止の請求書の記載事項を定めることについて、規則へ委任する旨を規定する。（第4条、第6条、第7条）
- 3 開示請求に係る手数料を規定する。（第5条）

- ・手数料 無料
- 4 美濃市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問することができる事由を規定する。(第8条)
- 5 美濃市個人情報保護条例を廃止すること及び廃止に伴う経過措置について規定する。(附則第2条、附則第3条)

(施行期日)

令和5年4月1日

議第64号 美濃市情報公開・個人情報保護審査会条例について

(制定趣旨)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正により、個人情報保護審査会の機能が縮小することから、運用の効率化を図るため、同審査会を美濃市情報公開審査会と統合し、新たな諮問機関として美濃市情報公開・個人情報保護審査会を設置するもの。

(主な制定内容)

- 1 情報公開制度及び個人情報保護制度における諮問機関として美濃市情報公開・個人情報保護審査会の設置を規定する。(第2条)
- 2 審査会の調査審議事項を規定する。(第4条)
 - ・情報公開条例による公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
 - ・個人情報保護法による開示決定等又は開示請求等に係る不作為についての審査請求に関する事項
 - ・美濃市個人情報の保護に関する法律施行条例第8条の規定により市の機関等が諮問する同条各号に掲げる事項
- 3 審査会の組織、委員等について(第5条～第7条)
- 4 審査会における審査手続等について(第10条～第15条)

(施行期日)

令和5年4月1日

議第65号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

(制定趣旨)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正を踏まえ、定年年齢の引き上げ、役職定年制を導入することについて関係条例の所要の改正及び廃止を行うもの。

(制定内容)

改正する条例

- ・ 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- ・ 美濃市職員特殊勤務手当支給条例
- ・ 美濃市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例
- ・ 美濃市職員の育児休業等に関する条例
- ・ 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ・ 美濃市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- ・ 美濃市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ・ 美濃市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例

廃止する条例

- ・ 美濃市職員の再任用に関する条例

(施行期日)

令和5年4月1日

議第66号 美濃市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正を行うもの。

(主な改正内容)

- 1 職員の定年を65歳（現行は医師を除き60歳）とする。
- 2 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職について定める。
- 3 管理監督職勤務上限年齢は60歳とする。
- 4 管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例について定める。
- 5 60歳以上の退職者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるものとする。
- 6 令和5年度から令和12年度までの間における定年について、段階的に65歳まで引き上げるための経過措置を設ける。
- 7 職員が60歳に達する日の属する年度の前年度に、当該職員に60歳以後の任用形態、給与及びその他必要な情報を提供し、60歳以後における勤務の意思を確認するよう努めることを定める。
- 8 暫定再任用職員の任用について、必要な事項を定める。

(施行期日)

令和5年4月1日

議第67号 美濃市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

令和4年8月8日付け人事院勧告による国家公務員の一般職の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の改正を踏まえ、期末手当等の規定を改正するとともに、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正による定年延長制度の導入に伴う所要の改正を行うもの。

(主な改正内容)

特定任期付職員の期末手当支給率の改定

期末手当支給月数を0.050月分引き上げる。

○令和4年度(令和4年度は12月支給分で調整)

- ・ 6月支給期末手当 1.625月分
- ・ 12月支給期末手当 1.625月分(+0.050月分)
→1.675月分

○令和5年度以降

- ・ 6月支給期末手当 1.625月分(+0.025月分)
→1.650月分
- ・ 12月支給期末手当 1.625月分(+0.025月分)
→1.650月分

特定任期付職員の給料表の改定

1号給の給料月額を1,000円引き上げる。

1号給 375,000円 → 376,000円

(施行期日)

公布の日(ただし第2条の規定は、令和5年4月1日施行)

○公布の日施行する規定のうち、次に掲げる規定は、それぞれ定める日から適用する。

- ・ 給料表の改定に関する規定 令和4年4月1日から適用
- ・ 勤末手当支給率の改定のうち、
令和4年度支給分に関する規定 令和4年12月1日から適用

議第68号 美濃市職員の降給に関する条例について

(制定趣旨)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正を踏まえ、定年延長制度を導入するにあたり、役職定年時に管理監督職からの降任を可能とすること等を定めるため制定するもの。

(主な制定内容)

- 1 降給の種類について規定する。
 - ・同一の給料表の下位の職務の級へ変更する降格
 - ・同一の職務級の下位の号給に変更する降号
 - ・60歳に達したことを理由に管理監督職から降任等により、同一の給料表の下位の職務の級へ変更する降級
- 2 役職定年による降任のほか降格の事由について規定する。
 - ・勤務実績不良の場合
 - ・心身の故障の場合
 - ・職務適格性の欠如と判断された場合
 - ・職制・定数の改廃による場合
- 3 降号の事由について規定する。
 - ・職務遂行は可能だが指導等を行ったにもかかわらず、勤務実績がよくない状態が改善されない場合

(施行期日)

令和5年4月1日

議第69号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 について

(改正趣旨)

令和4年8月8日付け人事院勧告による国家公務員の一般職の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の改正を踏まえ、期末手当の規定を改正するもの。

(改正内容)

議会の議員の期末手当支給率の改定

期末手当支給月数を0.100月分引き上げる。

○令和4年度(令和4年度は12月支給分で調整)

- ・6月支給期末手当 2.125月分
- ・12月支給期末手当 2.125月分(+0.100月分)
→2.225月分

○令和5年度以降

- ・6月支給期末手当 2.125月分(+0.050月分)
→2.175月分
- ・12月支給期末手当 2.125月分(+0.050月分)
→2.175月分

(施行期日)

- 1 令和4年度支給分 公布の日(令和4年12月1日適用)

2 令和5年度以降支給分 令和5年4月1日

議第70号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

令和4年8月8日付け人事院勧告による国家公務員の一般職の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の改正を踏まえ、期末手当の規定を改正するもの。

(改正内容)

特別職の職員の期末手当支給率の改定

期末手当支給月数を0.100月分引き上げる。

○令和4年度(令和4年度は12月支給分で調整)

- ・ 6月支給期末手当 2.125月分
- ・ 12月支給期末手当 2.125月分(+0.100月分)
→2.225月分

○令和5年度以降

- ・ 6月支給期末手当 2.125月分(+0.050月分)
→2.175月分
- ・ 12月支給期末手当 2.125月分(+0.050月分)
→2.175月分

(施行期日)

- 1 令和4年度支給分 公布の日(令和4年12月1日適用)
- 2 令和5年度以降支給分 令和5年4月1日

議第71号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

令和4年8月8日付け人事院勧告による国家公務員の一般職の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の改正を踏まえ、給料月額及び勤勉手当の規定を改正するとともに、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正による定年延長制度の導入に伴い所要の改正を行うもの。

(主な改正内容)

I. 国家公務員の一般職の給与に関する法律の改正を踏まえた給料月額及び勤勉手当支給率の改定

1. 給料表の改定

- (1) 行政職給料表(一)のうち30代半ばまでの職員が在職する号給について平均0.3%引き上げる。
- (2) 民間との間に差がある大卒程度の初任給を3,000円、高卒程度の初任給を4,000円引き上げる。

(3) 医療職給料表(一)、(二)、(三)を行政職給料表(一)との均衡を基本に引き上げる。

2. 勤勉手当支給率の改定

勤勉手当支給月数を0.100月分引き上げる。

○令和4年度(12月支給分で調整)

- ・ 6月支給分 0.950月分
- ・ 12月支給分 0.950月分(+0.100月分)
→1.050月分

○令和5年度以降

- ・ 6月支給分 0.950月分(+0.050月分)
→1.000月分
- ・ 12月支給分 0.950月分(+0.050月分)
→1.000月分

II. 定年延長制度導入に基づく給与改正

1. 61歳となる年度以後の職員の給料月額を60歳到達時の給料月額の7割水準にする旨を規定する。

2. 定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を規定する。

(施行期日)

公布の日(令和5年度以降に支給する勤勉手当に係る改正及び定年延長制度の導入に伴う改正は、令和5年4月1日施行)

○公布の日に施行する規定のうち、次に掲げる規定は、それぞれ定める日から適用する。

- ・ 給料表の改定に関する規定 令和4年4月1日から適用
- ・ 勤勉手当支給率の改定のうち、
令和4年度支給分に関する規定 令和4年12月1日から適用

議第72号 美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

美濃病院に勤務し、新型コロナウイルス感染症がまん延していた状況下で医療体制の保持に貢献した職員へ特別報酬を支給するため、改正を行う。

(改正内容)

令和4年4月1日から令和4年9月30日までの期間中に美濃病院に勤務し、同年12月1日時点で引き続き勤務する職員に、医療体制保持特別報酬として当該職員1人につき30,000円を支給する規定を追加する。

(施行期日)

令和5年1月1日

議第73号 美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例について

(改正趣旨)

令和4年8月8日付け人事院勧告による国家公務員の一般職の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の改正を踏まえ、給料月額の規定を改正するもの。

(改正内容)

給料月額について平均0.64%引き上げる。

(施行期日)

令和5年4月1日

議第74号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員の処遇を改善するための診療報酬の改定が行われたことに伴い、美濃病院に勤務する看護師等の処遇改善を図るとともに、新型コロナウイルス感染症がまん延していた状況下で医療体制の保持に貢献した職員へ特別手当(特殊勤務手当)を支給するため、改正を行う。

(改正内容)

- 1 美濃病院関係業務の処遇改善手当(月額)を増額する。
給料月額の100分の1.5 → 100分の4.5
- 2 令和4年4月1日から令和4年9月30日までの期間中に美濃病院に勤務し、同年12月1日時点で引き続き勤務する職員に、医療体制保持特別手当として当該職員1人につき30,000円を支給する規定を追加する。

(施行期日)

令和5年1月1日

議第75号 美濃市税条例等の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)等が公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

(主な改正内容)

- 1 納税証明書に関すること
 - ・DV被害者等に対する支援措置の申出がなされた場合に、対象者に係る証明

書の交付の際に、住所に代わる事項の記載をすることを追加

2 個人市民税に関すること

- ・給与所得者及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項に退職手当等に係る所得を有する配偶者等の氏名を追加
- ・住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を延長
令和15年度まで → 令和20年度まで
- ・上場株式等の配当所得等について、課税方式を所得税と一致させるもの

(施行期日)

1 扶養親族等申告書等及び住宅借入金等特別税額控除等に関する改正

令和5年1月1日

2 上場株式等の配当所得等について課税方式を所得税と一致させることに関する改正

令和6年1月1日

3 納税証明書に関する改正

民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

議第76号 美濃市特定公共賃貸住宅管理条例及び美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

近年、身寄りがなく保証人を立てることが困難な単身高齢者等が増加していることなどを踏まえ、今後も住宅困窮者に対し適切に住宅の提供を行っていくため、必要な改正を行うもの。

(主な改正内容)

特定公共賃貸住宅及び市営住宅の入居手続において、提出する請書に連帯保証人の連署を求める規定を削除する。

(施行期日)

令和5年4月1日

議第77号 美濃市上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

公営企業会計の適用の更なる推進について（平成31年1月25日付け総財公第9号総務大臣通知）を踏まえ、経営成績や財務状況の明確化、弾力的な企業経営等のため、下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部を適用することについて必要な関係条例の改正及び廃止を行うもの。

(主な改正内容)

1 美濃市上水道事業の設置等に関する条例の一部改正

- ・題名を「美濃市上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改める。
- ・下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。）を設置する規定を加え、同事業に地方公営企業法の全部を適用することを規定する。
- ・下水道事業の経営の規模を規定する。

2 関係条例の改正及び廃止

- ・下水道事業の業務の執行者を「市長」から「管理者の権限を行う市長」へ改める等、下水道事業に地方公営企業法の全部を適用するにあたり、関係条例の規定の整合性を保つため、所要の改正を行う。
- ・下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴い、同事業の会計が公営企業会計となるため、美濃市特別会計設置条例を廃止する。

(施行期日)

令和5年4月1日

市議第3号 美濃市議会の個人情報の保護に関する条例について

(制定趣旨)

議会が実施機関として規定されている美濃市個人情報保護条例（平成11年美濃市条例第29号）が廃止されることに伴い、美濃市議会の個人情報の保護に関する条例を新たに制定するもの。

(主な制定内容)

- 1 個人情報等の取扱いについて（第4条―第16条）
- 2 個人情報ファイルについて（第17条）
- 3 開示、訂正及び利用停止について（第18条―第43条）
- 4 審査請求について（第44条―第46条）
- 5 罰則について（第53条―第57条）

(施行期日)

令和5年4月1日

市議第4号 専決処分事項の指定についての一部改正について

(改正趣旨)

美濃市営住宅管理条例及び美濃市特定公共賃貸住宅管理条例の改正に伴い、管理上必要な訴えを迅速に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、市長において専決処分することができる事項を新たに指定するもの。

(改正内容)

市長が専決処分することができる事項に、市営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅及び移住促進住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関することを加える。

(施行期日)

令和5年4月1日

市議第5号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書

(内容)

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあると言われている。

そこで、政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月22日

岐阜県美濃市議会

財務大臣 様
厚生労働大臣 様

市議第6号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書

(内容)

身体障がい者は「身体障害者福祉法」で定義され、精神障がい者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定義されている。ところが、知的障がい者に関しては、「知的障害者福祉法」で知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障がい、あるいは知的障がい者の定義は規定されていない。

また、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者の手帳制度について、身体障がい者と精神障がい者の手帳は、法律に基づき交付・運営されているが、知的障がい者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付・運営されている。

知的障がいについては自治体により障がいの程度区分に差があり、また各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。自閉症の方への手帳交付は、都道府県によって対応が異なっている。

実際に、「精神障害者保健福祉手帳」を交付するところ、「療育手帳」を交付するところ、その両方を交付するところ等、様々な自治体がある。

よって、政府に対して、国際的な知的障がいの定義や、自治体の負担等も踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障がい行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の施策として展開することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月22日

岐阜県美濃市議会

厚生労働大臣 様